

## 会 議 録

会議の名称	令和3年度 第2回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	令和3年11月8日（月） 午後7時から8時まで
開催場所	西東京市役所 田無第二庁舎3階会議室
出席者	（出席委員）吉岡座長、小澤副座長、大野委員、折田委員、小島委員、鈴木委員、田村委員、南委員、宮川委員、宮崎委員、安永委員、矢野委員、山本委員 （事務局） 高齢者支援課介護保険担当課長 他3人
議 題	（1） 前回会議の意見・質疑応答記録について （2） 地域密着型サービス公募結果について （3） 地域密着型通所介護事業所の指定について （4） その他
会議資料の名称	配布資料 意見・質疑応答記録（書面開催） 資料1 地域密着型サービス事業者応募（令和3年度公募分）状況 資料2 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

## 会議内容

### 1 開会

座長が議事を進行  
開会の挨拶

○事務局：  
資料の確認

### 2 議題

(1) 前回会議の意見・質疑応答記録について

○座長：

それでは、令和3年度第1回意見・質疑応答記録の確認について、修正・変更などあるか。

(意見なし)

○座長：前回会議の意見・質疑応答記録については承認する。

(2) 地域密着型サービス公募結果について

○座長：

続いて次の議題の地域密着型サービス公募結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

地域密着型サービス公募結果について、資料1より説明

○座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員：

施設規模の事業所を開設できる土地が必要となると、農地などの広い土地が対象になるのではないかと。その場合、相続のタイミング等で手放すことや、定期借地権を結ぶことになると思うが、行政がそのあたり声をかける等の税制上の優遇措置があったりすると、土地の所有者も貸しやすくなるのではないかと。

○委員：

新設するにあたりハードルが高いということもあるのではないかと。

○事務局：

新設するにしても、基本的にはそれぞれのサービス種別の基準を満たせば新設可能である。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、人員基準や運営基準を満たせば最低限の土地の事業所で開設可能である。一方で、(看護)小規模多機能型居宅介護に関して

は、泊まりもあるサービスになるため、ある程度の施設規模が必要となっており、そうしたところで土地の確保も必要となるので、少しハードルが高い部分はある。

○委員：

土地や施設は賃貸でも可能か。土地の賃貸の契約をするにあたって、最低10年以上は事業継続するとかそういった制約はあるのか。

○事務局：

施設整備に係る補助金（交付金）を受けた際には、その建物の耐用年数までは事業継続しないと返還が生じる可能性がある。一方で、土地の定期借地権を結ぶにあたっては、特段何年以上でなければならないという制約はないと思われる。しかし、介護サービスという性質上、サービスの継続性がないと不安要素になるためその点は、公募の時点で事業計画を確認・判断していきたい。

○委員：

今回の第8期計画の中で、市民のニーズのもと整備が計画されているものだと思うので、各種サービスの認知度を高めていくとともに、事業者の採算性といったところになると、厳しいかもしれないが、市独自の助成金などを検討したらどうか。

○委員：

土地の部分で折り合いつかないというのはタイミングもあると思うが、採算性がある程度保障されないとなかなか事業者も参入しづらいと思う。事業実施の上で、土地は売買というより定期借地権の方が多いと思うので、そのような場合でも安定して運営できるモデルケースのようなものがあるといいのではないか。

○委員：

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、まだ市内で浸透していないというのはそのとおりであると感じる。事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施するにあたっては、市内中央部に拠点を構えた方が市内全域にサービス提供しやすいので、今後は議論してもらえるとよい。

○委員：

訪問介護事業では、就寝介助の依頼もあり、夜8時まで働く人員がない場合もある。定期巡回・随時対応型訪問介護看護のようなサービスの必要性はあると思うが、人員の確保も課題の一つではないか。

○委員：

これから参入する事業者は、採算面や人員面で不安を感じる部分もあると思うので、現在運営している事業者がノウハウを提供できるような機会があると良いのではないか。

○委員：

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、利用者との条件が合わず、既存のサー

ビスを組み合わせて済ませてしまうケースもあった。ひばりが丘の北の方にはサービス事業所が少ないので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護があるといい。

○委員：

最初に、利用者のニーズがあって整備計画があるという話があったが、事業者が採算性について不安に思うことがあっても、利用者のニーズがあるのであれば運営できると思うので、事業者に伝えられたらいいのではないかと。

○委員：

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、圏域にこだわらず、中部圏域にもう1つあってもいいのではないかと考える。第8期計画をみても、第7期の実績見込みで令和2年度の利用者の見込みが増えているので、ニーズとしてはあるのではないかと。また、市内北部にサービス提供できる事業者であれば、圏域にこだわることもないのではないかと。

○事務局：

第7期計画のときには、市内全域でサービス提供ということで定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1箇所整備した。しかし、サービスの性質上、何度も訪問する上で、事業所の位置によって訪問の往復の時間のロスが大きいとのことであったため、この第8期計画では、中部圏域を除いた圏域で2箇所整備して、市内の他の地域でも浸透しやすくする意図もあった。しかし、制約があるとなかなか参入しづらいということも分かったため、事業所やケアマネジャーのニーズを伺いながら、今一度検討していきたい。

○座長

今までの意見を参考にしながら、市としても今後の対応をしてもらえたらありがたい。

(3) 地域密着型通所介護事業所の指定について

○座長：

続いて次の議題の地域密着型通所介護事業所の指定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

地域密着型通所介護事業所の指定について、資料2より説明

○座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員：

新規で開設予定のデイサービスリンクについて、管理者になる予定の方は、資格がなしとなっているが、介護に関する経験がある方なのか。また、アンダーコントロールカウンセリングという民間資格を持っているスタッフがいるということだが、どのような資格なのか。開設予定の現地を見に行ったが、車通りが多く、送迎の際は危険があるので

注意してもらいたい。

○事務局：

管理者を含め、他のスタッフの大半は、市内の別の介護事業所で何年間か従事した後に、今回の地域密着型通所介護の開設に携わっている。そのため、介護に関しては、経験のあるスタッフが大半である。また、民間資格について取得条件など詳細までは把握していないが、地域密着型通所介護の人員基準として必須の資格ではなく、あくまでその資格を持ったスタッフがいるというPRの部分である。交通量の部分については、確かに道も狭いので、工夫しながら十分に気をつけて事業実施するというところで確認をとっている。

○委員：

看護職員の方は、介護経験があると考えてよいか。また、看護職員1名であるが、1人では大変だと思うので、サポートとして非常勤などで看護職員を配置することもあるのか。

○事務局：

当該事業所に関しては、専従の看護職員1名は介護の経験がある。また、その看護職員とは別で、個別機能訓練指導員の職員も看護師の資格を持っている。そのため、場合によってはサポートしてもらえる部分もあるかもしれないし、事業を運営していく中で必要があれば非常勤の看護職員を配置する可能性もある。

○委員：

株式会社スマイルと従業員はどのような関係か。また、この法人は介護事業所運営の実績はあるのか。

○事務局：

株式会社スマイルが従業員を雇用している。法人としては、立ち上げたばかりなので介護事業所の運営実績はないが、代表取締役の方が、市内の別の介護事業所で働いていた経験がある。

○委員：

資料2にある1日型というのは、サービス提供時間をみると、午前と午後で分けているようであるが、どのようなものか。

○事務局：

資料2にある1日型というのは、事業所が午前と午後の合わせて1日でサービス提供しているので、1日型という表記にしている。事業所によっては、午前のみがサービス提供時間としている場合は半日型という表記になる。当該事業所がサービス提供時間を午前と午後で分けているのは、午前と午後で利用者が変わる可能性があるからである。

○委員：

事業を実施したいというところは、応援してあげたい。

○委員：

今回、事業実施しようとしている場所の向かいに放課後デイサービスがあり、そちらの送迎の時間帯は、道が狭く車や歩行者が危険な状況である。当該事業所も送迎に関しては時間帯をずらす等の工夫が必要である。

○委員：

この事業所は、残存機能を残すためのストレッチに重点を置いているようであるが、そのような介護事業所はあまりないので、選択肢が増えてありがたい。

○委員：

このコロナ禍で、通所介護は利用者が減って厳しいという話も聞くが、新たに立ち上げようとするのは良いと思う。

○委員：

応援したいが、危機管理の部分が具体性がなく漠然としているので、少し不安を感じた。地域との連携の部分もどのような意図で事業所は記載しているのか。

○事務局：

今回皆様からご意見いただいたことは、事業者伝えて、指導していく。地域との連携については、地域包括ケアシステムにもあるように、単なる介護事業所だけでなく、地域資源として地域の皆様との連携が重要であるということで事業所は地域との連携について考えを記載している。

○委員：

地域との連携に関しては、もちろん運営推進会議等もあるが、それ以外にも、この地域密着型サービス等運営委員会の委員の方々の所属する機関との関わり方などもあった方がよい。

○委員：

確かに、今回、新設予定の事業所はイメージ優先のところがあり、具体性がないように感じる。

○委員：

運営基準が適合しているとのことだが、どのような部分が審査対象になるのか。先ほどの送迎の際の道路状況等は審査対象にはならないのか。開設予定付近の商店街は、時間帯によって車両通行止めになるが運営基準では審査しないのか。

○事務局：

運営基準に関しては、運営規程や料金などを審査し、事業遂行できるかどうかを確認している。最低限、人員基準、設備基準、運営基準の3つが適合していれば、介護事業所としては運営できることになる。道路のような立地条件の部分は運営基準にはないので、送迎時は道路状況に応じて工夫しながら安全配慮しながら運営してもらうことになる。

○座長：

今回皆様からいただいた意見をしっかりと事業所に伝えていただき、地域住民に配慮しながら運営をしていただくということで、新規指定については本委員会では承認ということでよろしいか。

(異議なし)

最後に、介護と医療の連携について、ご意見いただきたい。

○委員：

介護と医療については、目指すところは違う部分もあるが、今後もしっかりと介護と医療でも話し合い、治療の在り方・介護の在り方についてすり合わせしていきたい。

(4) その他

○座長：

ほかに何かあるか。(意見・質問なし)

最後に事務局から次回の連絡をお願いする。

○事務局：

次回の地域密着型サービス等運営委員会は、1月開催予定である。開催の通知は別途お送りする。

○座長：

これで本日の委員会は閉会する。

以上